個人情報の保護に関する法律第百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令第三十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件（平成十七年三月十五日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

別表内閣サイバーセキュリティセンターの項を次のように改める。

国家サイバー統括室	内閣サイバー官

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年六月三十日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

事務局運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、定款第59条第５項の規定に基づき、日本貸金業協会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営について必要な事項を定め、事務局における事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本会の事務は定款その他の規則で特に定められたもののほか、この規則の定めるところによる。

第２章　組織

（本部　部課等の設置）

第３条　本会の事務局に次の各本部、部、センター及び室を置く。

一　貸金戦略本部
二　自主規制本部
三　総務部
四　業務企画部
五　支部業務部
六　教育研修部
七　金融リテラシー向上コンソーシアム推進室
八　会員業務部
九　規律審査部
十　監査部
十一　貸金業相談・紛争解決センター
十二　資格試験センター
十三　内部監査室

２　貸金戦略本部に次の各部、課を置く。

一　業務企画部
二　教育研修部
三　金融リテラシー向上コンソーシアム推進室

３　自主規制本部に次の各部、センターを置く。

一　会員業務部
二　規律審査部
三　監査部
四　貸金業相談・紛争解決センター

４　総務部に次の各課を置く。

一　総務課
二　人事課
三　経理課
四　企画課
五　システム管理課

５　業務企画部に次の各課を置く。

一　広報課
二　調査課
三　貸金戦略課

６　支部業務部に次の各課を置く。

一　管理課
二　会員加入促進登録課
三　業務課

７　教育研修部に次の各課を置く。

一　消費者啓発課
二　業務研修課

８　会員業務部に次の各課を置く。

一　自主規制企画課
二　コンプライアンス課
三　広告審査課

９　規律審査部に次の各課を置く。

一　調査課
二　審査課

10　監査部に次の各課を置く。

一　監査１課
二　監査２課
三　監査企画１課
四　監査企画２課

11　貸金業相談・紛争解決センターに次の各課を置く。

一　苦情受付課
二　紛争解決課
三　相談受付課

12　資格試験センターに次の各課を置く。

一　試験事務課
二　登録事務課

（事務の分掌）

第４条　各課等においては次の事務を所掌する。

一　総務課
⑴　総会及び理事会、監事会、総務委員会、人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会、貸金戦略会議人事推薦委員会の運営に関すること
⑵　協会印章の取扱に関すること
⑶　事務機器等の発注及び在庫管理に関すること
⑷　固定資産（リース資産を含む）の統制管理に関すること
⑸　各種契約書の取扱に関すること
⑹　通達等の取扱に関すること
⑺　郵便物等の発受・整理及び保管に関すること